

2017年9月29日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)の米国子会社であるノムラ・アセット・アクセプタンス・コーポレーション(以下「NAAC」)、ノムラ・ホーム・エクイティ・ローンInc.(以下「NHEL」)、ノムラ・クレジット&キャピタルInc.、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.およびノムラ・ホールディング・アメリカInc.ならびに引受人であるRBSセキュリティーズInc.(以下総称して「被告ら」)が、連邦住宅抵当公庫(Federal National Mortgage Association)および連邦住宅金融抵当金庫(Federal Home Loan Mortgage Corporation)(以下総称して「政府系機関」)の財産管理人である米連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency、以下「FHFA」)から提起された訴訟について、高等裁判所に控訴していましたが、2017年9月28日、判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
米国連邦第2巡回区控訴裁判所
2017年9月28日

2. 判決の内容
被告らの控訴を棄却する。

3. 訴訟の経緯

2011年9月、FHFAは、当社米国子会社をはじめ、住宅用不動産ローン担保証券(以下「RMBS」)の発行体、スポンサー、引受人およびそれらの親会社などに対して訴訟を提起しました。政府系機関はNAACおよびNHELが発行したRMBSを購入したが、募集資料の中に、証券の裏付けとされているそれぞれのローンを最初に貸付けた業者の貸付基準ならびにそれらローンの

特性に関連して不実記載があった、または重要事実が記載されていなかったと主張し、購入の取り消しを請求していたものです。

2015年5月15日、第1審では、政府系機関が購入したRMBSの募集資料に重大な不実記載があったとするFHFAの主張が認められ、政府系機関が被告らにRMBSを引き渡す代わりに、被告らが政府系機関に806百万米ドルを支払うよう命じる判決が下されました。

2015年6月10日、当社はこの判決を不服として、上記裁判所に控訴していたものです。

4. 今後の対応

当社は、判決の内容を精査したうえで、今後の対応を検討していきます。なお、本判決による当社の連結業績への影響は限定的であるものと考えますが、今後開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせします。

【ご参考】 2015年6月11日付ニュースリリース

「子会社に対する訴訟の判決に対する控訴のお知らせ」

<http://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/holdings/20150611/20150611.pdf>

以上